# 第 201 回

# 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会

# 議　事　録

日　時　　令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 ( 金 )
　　午 後 2 時 ～ 午 後 3 時 1 0 分
場　所　　ホテルプラザ菜の花3階「菜の花」

# 目　　次

議事日程
出席委員名簿
議題一覧表
１．開　　会 …… 1
２．都市整備局長挨拶 …… 1
３．定足数の報告 …… 1
４．議長の指定 …… 1
５．議事録署名人の指名 …… 1
６．非公開議案等の審査 …… 2
７．議案審議 …… 2
　第１号議案 …… 2
　第２号議案 …… 5
　第３号議案 …… 9
　第４号議案 …… １１
８．その他 …… １２
９．閉　　会 …… １６

# 第２０１回千葉県都市計画審議会　議　事　日　程

令和６年１２月１３日（金）

１　開　　会

２　都市整備局長挨拶

３　定足数の報告

４　議長の指定

５　議事録署名人の指名

６　非公開議案等の審査

７　議案審議
　　第１号議案～第４号議案

８　その他

９　閉　　会

第２０１回千葉県都市計画審議会
令和６年１２月１３日（金曜日）
於・ホテルプラザ菜の花　3階「菜の花」
午後２：００　～　午後３：１０
出　席　委　員　　１７名

第２０１回千葉県都市計画審議会出席委員

（順不同敬称略）

| 構　　成 | 氏　　名 | 摘　　要 |
|---|---|---|
| 学識経験者 | 寺　部　慎太郎 | 都市計画・土木 |
| | 陶　山　嘉　代 | 法　　律 |
| | 髙　﨑　正　雄 | 都　市　経　営 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 県議会の議員 | 浜　田　穂　積 | 千　葉　県　議　会　議　員 |
| | 河　上　　茂 | 千　葉　県　議　会　議　員 |
| | 瀧　田　敏　幸 | 千　葉　県　議　会　議　員 |
| | 武　田　正　光 | 千　葉　県　議　会　議　員 |
| | 鈴　木　　均 | 千　葉　県　議　会　議　員 |
| | 阿　部　俊　昭 | 千　葉　県　議　会　議　員 |
| | 丸　山　慎　一 | 千　葉　県　議　会　議　員 |
| | | |
| 関係行政機関の職員 | 目　黒　克　幸<br>（代理・高梨　誠） | 財務省関東財務局長<br>（千葉財務事務所管財課長） |
| | 安　東　　隆<br>（代理・野中泰史） | 農林水産省関東農政局長<br>（関東農政局農村振興部農村計画課長） |
| | 猪　又　真　介<br>（代理・富澤昌希） | 経済産業省関東経済産業局総務企画部長<br>（関東経済産業局総務企画部企画調査課総括係長） |
| | 藤　田　礼　子<br>（代理・髙橋直人） | 国土交通省関東運輸局長<br>（千葉運輸支局企画調整担当首席運輸企画専門官） |
| | 岩　﨑　福　久<br>（代理・藤井和久） | 国土交通省関東地方整備局長<br>（関東地方整備局千葉国道事務所長） |
| | 宮　沢　忠　孝<br>（代理・並木友彦） | 千葉県警察本部長<br>（千葉県警察本部交通部交通規制課長） |
| 市町村の長を代表する者 | | |
| | | |
| | | |
| 市町村議会の議長を代表する者 | 松　野　唱　平 | 長　南　町　議　会　議　長 |
| | | |
| | | |

# 第２０１回千葉県都市計画審議会議題

令和６年１２月１３日提出

第１号議案　成田都市計画道路の変更について（付議）

第２号議案　館山都市計画道路の変更について（付議）

第３号議案　建築基準法第５１条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（白井市）について（付議）

第４号議案　建築基準法第５１条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（成田市）について（付議）

## １．開　　会

司　会　　定刻前でございますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから第201回千葉県都市計画審議会を開会いたします。

## ２．都市整備局長挨拶

司　会　　はじめに、澤都市整備局長より御挨拶を申し上げます。

都市整備局長　　都市整備局長の澤でございます。

委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しいところ、御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また日頃より都市計画行政に多大なる御支援、御協力をいただいておりますことに重ねて御礼を申し上げます。

さて、本日の議案といたしましては、都市計画道路の変更が２議案、建築基準法の廃棄物処理施設関連で２議案の計４議案、その他として、要領、要綱の改正案でございます。

議案等の内容につきましては、後程担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

簡単でございますが、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

## ３．定足数の報告

司　会　　続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局　　定足数について御報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち、17名で、「千葉県都市計画審議会条例」第５条第３項の規定により、２分の１以上の御出席をいただいており、会議は成立しております。以上でございます。

## ４．議長の指定

司　会　　それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会条例」第５条第１項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、寺部会長、よろしくお願いいたします。

## ５．議事録署名人の指名

会　長　　では、５番の議事録署名人の指名をしたいと思います。本審議会の議事運営規則第10条第３項の規定により議事録署名人を指名させていただきます。

陶　山　委　員
鈴　木　委　員
よろしくお願いします。

## ６．非公開議案等の審査

会　長　　次、６番、非公開議案等の審査ですが、本日御審議いただく案件は先ほどの都市計画道路の変更が２議案、建築の方の産業廃棄物処理施設関連が２議案の計４議案でございます。

会議の公開については、「千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」第３条の規定により、審議会に諮って決定することとなっていますので、事務局から説明をお願いします。

事務局　　本審議会は、「千葉県都市計画審議会　議事運営規則」第９条に基づき、原則どおり公開で御審議いただきたいと考えます。

会　長　　ただいまの事務局からの説明について、皆さん、いかがですか。公開でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

会　長　　はい、ありがとうございます。では本日の審議会において「非公開とする案件はない」ということで、公開で進めさせていただきます。

次に、傍聴人は今日はいらっしゃいますか。

事務局　　本日、傍聴人は、６名の方がお越しになっております。

会　長　　では傍聴人を入場させてください。

（傍聴人　入場）

会　長　　次に、報道関係の方がおられましたら、事務局は入場させてください。

（報道関係者　入場）

会　長　　報道関係の方々につきましては審議開始前に限り、撮影等は可能ですので、ただいまから写真撮影を許可します。

（報道関係者　写真撮影等）

会　長　　はい、ありがとうございます。では写真撮影終了でよろしいですか。

では議事に入る前に傍聴人の皆様へ傍聴上の注意を申し上げます。先ほど事務局よりお配りしました注意事項を読んでいただき、その内容をお守りください。

## ７．議　案　審　議

### 第１号議案

会　長　　では議事の７番、議案審議に入ります。本日御審議いただきます案件は議案４件と、それから要綱変更２件ですが、それぞれ重要な案件でございますので十分御審議くださるようお願いいたします。

それでは、第１号議案「成田都市計画道路の変更について」を議題といたします。事

務局より議案の説明を簡潔にお願いいたします。

事務局　それでは、第１号議案「成田都市計画道路の変更」について、御説明いたします。

御審議いただきますのは、「３・４・３２号北千葉道路線」、いわゆる北千葉道路の成田都市計画区間における道路線形及び幅員等の都市計画道路の変更となります。お手元に配布いたしました当日配布資料のインデックスの「資料１」、もしくはスクリーンを御覧いただければと思います。

まず、議案の説明に先立ちまして、北千葉道路の概要について御説明いたします。資料１の１ページ又はスクリーンを御覧ください。北千葉道路は、図の青線で示した区間となります。東葛地域、北総地域を東西方向に結ぶ骨格として、首都圏北部、千葉ニュータウン、成田空港を繋ぐ全長約43kmの主要な幹線道路であり、国際競争力の強化を図るとともに、地域間の交流連携、物流の効率化など、地域の活性化に寄与する道路です。今回変更しようとする箇所は、図の右側、成田空港側の赤丸で囲んだ箇所となります。

それでは、今回の変更内容について御説明いたします。資料の２ページ又はスクリーンを御覧ください。先ほど１ページでお示しさせていただきました変更箇所の範囲を拡大した位置図となります。今回、変更しようとする箇所は、JR成田駅の北側約2.5kmに位置しております。北千葉道路と県道成田下総線及びJR成田線・成田スカイアクセス線が交差する、赤色で着色された区域となります。

続きまして、都市計画道路の変更区域及び構造について御説明いたします。資料の３ページ又はスクリーンを御覧ください。変更区域を示した計画図となります。新たに都市計画道路に加える区域を赤色、廃止する区域を黄色で着色して示しております。変更のない区域は白色で示した区域となっております。

北千葉道路は成田都市計画区域区間において、国道・県道といった幹線道路と相互に連結し、地域の骨格的な道路網を構成する主要な幹線道路として、平成17年に都市計画決定しております。今般、県道成田下総線との交差部における立体交差の構造について、近接する鉄道事業者との協議が整ったことから、道路線形の変更と、県道成田下総線に接続するためのインターチェンジの設置に関する都市計画道路の変更を行い、併せて、都市計画道路延長を約9,660ｍから約9,670ｍに変更しようとするものです。

続きまして、変更箇所における道路の幅員構成について御説明いたします。資料の４ページ又はスクリーンを御覧ください。こちらの図は、本線に新たに設置するインターチェンジの接続部における幅員構成を示しております。今回の都市計画の変更により、本線部分の両側に、赤字でお示ししました「インター入口」及び「インター出口」を新たに設置しておりまして、この断面における幅員は25.75ｍとなっております。

続きまして、今回の変更による完成イメージ図となります資料の５ページ又はスクリーンを御覧ください。図を上下に走る道路が北千葉道路、左右に伸びている道路が県道成田下総線となります。北千葉道路がJR成田線及び成田スカイアクセス線を橋梁で立体交差し、県道成田下総線にインターチェンジで接続する状況を、CGで模式的に示させていただいた図が、こちらの図となります。

最後に、本議案について５月21日から６月４日までの２週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第１号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

会　長　ただいま、第１号議案について事務局の説明が終わりましたが、何か御意見、御質問がある方は挙手をしてください。

委　員　はい。今のこの具体的な箇所の問題というよりも、私は北千葉道路の建設そのものについて、本当に必要なのかどうかというのを話す必要があるというふうに思っております。高速道路やこういう自動車専用道路、まあここは自動車専用道路ではありませんが、一般道ですけれども、それができれば良いこともあるわけですよね。速いスピードで移動できたり、物流が先ほどおっしゃったように良くなったり。ただその一方で、莫大なお金がかかるし、環境にも影響が出るわけなので、十分な審議が必要だと思います。

しかも、先ほどおっしゃられた国際競争力の向上とか、それから物流を向上して、産業振興を進めていくというような理由が出されましたが、これについて明確に、こういう競争力がこのくらい向上するとか、こういう物流が進んで、こういう産業がこのくらい大きくなるとか、そういうようなものはもう一切示されていません。ですので、できれば、なんとなく良くなるだろう、というような状況だと思うのですね。

私やっぱり、しかも、今後人口大きく減っていきます。ちばぎん総研が今年の３月に発表した推計によれば、千葉県人口は今後30年で、いわゆる現役世代、15歳から65歳までの人口は約２割、20％減る予想となっています。人口が20％、しかも現役世代が減れば、当然、交通量も減ってくることが予測されるわけですよね。ですから渋滞の問題も、人口減少が良いか悪いか、どういう対策が必要かっていうのは置いておいて、推計でそうなっている以上、その結果をもとに検討していく必要があるのではないかと思います。

大きく人口が減り、物流も減っていく状況を考えると、実際に北千葉道路が市川まで繋がるのはどんなに早くても10年20年かかるわけですよね。そういう長期にわたる道路建設を考えれば、今これを進めていく方がいいのかどうかっていうふうに私は思いますので、本議案にも反対をさせていただきます。

会　長　はい。他に御質問、御意見のある方は。

僕から質問していいですか。県道成田下総線の予定の交通量と、インターを使う交通量がどれぐらいなのか教えていただきたい。はい、お願いします。

事務局　はい。成田下総線の交通量でございますけれども、現在大体6,300台ほど通行している状況でございます。今回新しいインターチェンジができますと、約5,800台となりますので、今回のハーフインターチェンジができることによりまして、利用ベースでございますけれども、北千葉道路には、乗る方が一日約1,500台と降りる方が約1,600台ということになっております。以上でございます。

会　長　あの、前半でおっしゃった、6,300から5,800に減るってことですよね。

事務局　おっしゃるとおりでございます。

会　長　今はこれだけど、将来。

事務局　そうですね、はい。

会　長　はい。他よろしいですか。では、採決いたします。

第１号議案を、原案どおり可決することに「賛成」の委員の方は、挙手をお願いします。

（　挙　手　多　数　）

会　長　　賛成多数と認めます。よって、「千葉県都市計画審議会条例」第５条第４項の規定により、第１号議案を原案どおり可決することに決定します。

## 第２号議案

会　長　　次、第２号議案に入ります。「館山都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局より議案の説明を簡潔にお願いします。

事務局　　それでは、第２号議案「館山都市計画道路の変更」について、御説明いたします。

御審議いただきますのは、富津館山道路の４車線化に向けた都市計画道路の変更であり、当該道路に係る環境影響評価書と併せて、一括して御説明させていただきます。先ほどと同じようにお手元に配布させていただきました当日配布資料のインデックス「資料２」又はスクリーンを御覧くだされば と思います。

まず、議案の説明に先立ちまして、都市計画と環境影響評価の手続きの流れについて御説明いたします。資料２の１ページ又はスクリーンを御覧ください。大規模な道路などを都市計画に定めようとする場合には、環境影響評価法において、都市計画決定権者である県が、事業者に代わって、都市計画の手続きの中で、環境影響評価を実施することが定められており、その結果を都市計画に適切に反映させることが必要とされております。このため、富津館山道路においても、令和３年７月から、都市計画と環境影響評価の手続きを同時併行して進めてまいりました。

また、環境影響評価の手続きでは、段階ごとに千葉県環境影響評価委員会における調査審議や環境大臣等からの意見が提出されており、環境影響評価書は、これらを踏まえた内容となっております。

それでは、はじめに都市計画の内容について御説明させていいただきます。資料の２ページ又はスクリーンを御覧ください。対象となる路線は、富津館山道路及び深名真倉線となります。変更の概要といたしましては、既に都市計画決定されている館山都市計画道路「川名真倉線」を、「深名真倉線」として都市計画変更するとともに、新たに富津館山道路を都市計画決定しようとするものです。

今回、新たに設定する都市計画道路は、都市計画区域外に位置しておりますが、富津館山道路は、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要な高規格幹線道路であることから、都市計画制度を活用することで、沿線のまちづくりとの計画調整や地域社会の合意形成を図り、館山都市計画区域の都市計画道路網と一体的に都市計画に位置付けることとしています。

でははじめに、富津館山道路について御説明いたします。資料の３ページ又はスクリーンを御覧ください。富津館山道路は、東京湾アクアラインや館山道と一体となり、本県の半島性の克服、観光や農林水産業の振興等、南房総地域の活性化に資する重要な道路であり、起点を南房総市の富浦インターチェンジ、終点を富津市の富津竹岡インターチェンジとする、延長約20.2kmの自動車専用道路となります。

現在は、一部区間を除き、対面通行となる暫定２車線の整備となっており、観光シーズンや休日等における渋滞、工事や事故等による通行止めが発生していることから、早期の４車線化が必要不可欠となっています。

そこで、こうした課題の解消や南房総地域の活性化を図るため、富津館山道路の４車線化に向けて、暫定整備された２車線と、山側に新たに整備する２車線を、館山都市計画道路１・３・１号富津館山道路として都市計画決定し、整備を促進しようとするものです。

次に、富津館山道路の構造形式について御説明いたします。資料の４ページ又はスクリーンを御覧ください。道路の構造形式は、暫定整備されている道路と同様の構造形式を採用しており、トンネル部を「地下式」、橋梁部を「嵩上式」、地上部を「地表式」として設定し、車線の数は４車線としております。インターチェンジについては、図に示している５箇所のインターチェンジについて、都市計画に位置付けることとしております。

次に計画図について御説明いたします。資料の５ページ又はスクリーンを御覧ください。道路延長が長いため、計画図は６枚にわたって分割しておりますが、そのうち鋸南保田インターチェンジ付近を示しております「計画図（３）」により御説明いたします。

上段の「計画図」では、新たに都市計画道路として決定する区域を赤色で着色しております。また、中段にお示ししております「縦断図」には、都市計画道路に位置付ける構造を示しており、計画図上では、橋梁部となる嵩上式区間及びトンネル部となる地下式区間は二重線で、地表式の区間となります部分については、道路と道路に挟まれた部分を着色した区間で表示しています。

次に幅員構成については下段の「標準横断図」により御説明します。地表式区間の標準的な幅員構成は、路肩、片側２車線、中央帯を基本とし、標準幅員は22ｍとなります。地下式の区間の標準的な幅員構成は、路肩、片側２車線とし、標準幅員は、既設のトンネル幅員と新たに整備するトンネル幅員を合算した19ｍとなります。嵩上式の区間の標準的な幅員構成は、地下式の区間と同様であり、標準幅員は21.5ｍとなります。

続きまして、深名真倉線について、御説明いたします。資料の６ページ又はスクリーンを御覧ください。深名真倉線の変更概要ですが、館山市街地の主要な幹線道路である都市計画道路「川名真倉線」の起点を館山市の行政界から富浦インターチェンジまで延伸し、富津館山道路と接続することにより、広域的な都市計画道路網の形成を図ろうとするものです。

それでは、深名真倉線の変更内容について御説明します。資料の７ページ又はスクリーンを御覧ください。路線の起点を館山市川名から南房総市深名に変更することに伴い、路線名を「川名真倉線」から「深名真倉線」に変更するとともに、路線延長を約0.8km追加し、約8.4kmとしております。また、今回の変更に併せまして、未決定であった車線数を４車線として決定します。

続きまして、都市計画道路の区域及び幅員について、御説明いたします。資料の８ページ又はスクリーンを御覧ください。深名真倉線の「計画図」及び「標準横断図」となります。深名真倉線は、富津館山道路に接続させるため、新たな区域の設定と一部線形の変更を行っており、上段の計画図に示したとおり、新たに都市計画道路に加える区域

は「赤色」、廃止する区域は「黄色」で着色した区域となっております。幅員構成は、下段の図にお示ししたとおり、歩道、路肩、片側２車線、中央帯で、標準幅員は25ｍとなります。

都市計画についての御説明は以上となります。なお、都市計画の議案について１月26日から２月26日までの１か月間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

続きまして、富津館山道路の環境影響評価について御説明いたします。資料の９ページ又はスクリーンを御覧ください。環境影響評価とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することとされています。

富津館山道路は、環境影響評価法における第一種事業の対象事業となる「４車線以上・10km以上の一般国道」に該当しております。環境影響評価の対象となる事業を都市計画に定める場合には、都市計画の手続きと環境影響評価の手続きを同時併行して行うことが規定されていることから、これまで、縦覧や意見書の提出等の手続きを併せて行ってきたところであり、評価書についても、環境影響評価法第41条第５項により、都市計画の案と一体的に都市計画審議会に付議することが規定されております。

それでは、環境影響評価の内容について御説明いたします。資料の10ページ又はスクリーンを御覧ください。こちらの図で示しておりますとおり、環境影響評価の実施区域は、富津竹岡インターチェンジから富浦インターチェンジまでとしておりまして、富津館山道路を都市計画に定める区域と整合を図っております。

続きまして、環境影響評価項目について御説明いたします。資料の11ページ又はスクリーンを御覧ください。環境影響評価項目につきましては、影響要因を「工事の実施」「土地又は工作物の存在及び供用」に区分し、表に白丸で示した省令に基づく項目、黒丸で示しました千葉県環境影響評価委員会等からの意見を受けて追加した項目の計15項目を選定し、評価を行っています。また、環境影響評価にあたっては、都市計画に定める地表式、地下式、嵩上式の構造ごとに、想定される工事区分や使用する建設機械を設定し、予測・評価を行っております。

次に、環境影響評価の結果について御説明いたします。資料の12ページ又はスクリーンを御覧ください。環境影響評価結果の総合的な評価として、選定しました15項目について、影響要因の区分ごとに、実施する環境保全措置を踏まえ、環境影響の予測・評価を行った結果、全ての項目において、必要な環境保全措置を実施することなどにより、環境影響は事業者の実施可能な範囲内で、できる限り回避又は低減されているものと評価しております。

また、この評価書については、環境省からいただいた「現段階では予測し得なかった変化が見込まれる場合、その変化を考慮した上で、調査、予測、評価を再実施すること。」などの意見を適切に評価書に反映させていただいております。

今後、本事業における詳細な計画検討に当たっては、環境影響評価の結果に基づき、環境保全に十分配慮して行うほか、環境保全措置の内容に応じて、詳細な設計や事後調査等の検討を行うこととしています。また、本環境影響評価の段階において予測し得な

かった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて適切な措置を講じてまいります。

御説明いたしましたとおり、富津館山道路につきましては、環境影響評価書のとおり、環境面からも都市計画を定める上で支障がないものと判断しております。

第２号議案の説明は以上となります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

会　長　ただいま、第２号議案について事務局の説明が終わりましたが、何か御意見、御質問がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

委　員　環境評価書ですか、すごく分厚いのを入れていただいて、基本的にこれは信頼に値するものだと思うのですけども、これを委託した先が一番最後のページ載っているのですが、この委託先の決め方っていうのはどのように決められたか教えてください。

事務局　これはいわゆる入札方式でございます。指名競争入札により業者を選定しているところでございます。

会　長　よろしいですか。

委　員　はい、ありがとうございます。あとこれはそれぞれ別々でですか、まとめてですか。いくつものパートがあると思うのですけども、セットで購入させているのか、それぞれでやっているのか。

事務局　委託についてはちょっと別々で、それぞれいろいろ項目に分けてですね、別々に発注しております。以上でございます。

会　長　よろしいですか。はい、どうぞ。

委　員　質問があるのですが、一つは、４車線化、安全性の向上っていうのもあると思うのですけれども、今の暫定２車線でそれがもし４車線だったら避けられた道路上の交通事故、っていうのが実際にあるのでしょうか。つまり２車線だったから起きてしまった事故。それをちょっと教えていただけますでしょうか。

事務局　富浦インターチェンジから富津竹岡インターチェンジまでの区間における通行止めを伴う事故発生件数は令和３年が６件、令和４年が５件、令和５年が４件発生しております。通常、暫定２車線での死亡事故率は４車線の２倍あるというふうに言われていまして、一度事故が発生すれば重大事故となるという確率が非常に高くて、その分被害が大きくなるということでございます。事故防止の観点からも早期に４車線化が必要だと考えております。

委　員　今のは事故の件数、要するに通行止めを伴う、対策をしなければならなかった事故の件数であって、それは４車線でも起きたかもしれないわけですよね。だから、２車線だったが故に起きた事故というのはあるのですかっていう質問なんです。

会　長　４車線じゃ起きないけど、２車線だったら起きやすい。

委　員　だからまあ正面衝突とかね、何かそういう類のものが実際に起きているのかなっていうことなのですが。

事務局　すみません、ちょっと今手元にはございませんが、よく富津館山道路は渋滞等でですね、よく多いのは渋滞の最後尾で追突事故があったりするものですから、それが４車線化だと渋滞が起きていなくて、追突事故も避けられるのではないかと考えております。

委　員　２車線だから渋滞して４車線であれば渋滞しない、そんな単純なものではないと思う

のですが。４車線でも渋滞はするのではないかと思いますが、実際にはわからないってことですよね。以前調べたときにはそういう事故はないんですよ。直近調べていないのでわからないんですけどね。だからやっぱり、２車線を４車線にすることで、安全性が向上するかもしれませんけど、現にそういう事故は、今確認できる事故は、なかったのだと思うのですね。私はやっぱり、これも、先ほどのものと同じような理屈になるのですが、ここは２車線でもう通行できるようになっていて、それを本当に今すぐ４車線にしなければならない理由っていうのは、他より優先させてですね、あるのかなって思うのですよ。今これをここで話し合うことじゃないかもしれませんが、市街地なんかでは、歩道が足りなくて、そういうところで歩行者を巻き込んだ事故っていうのもたくさん起きているわけですよね。やっぱり県全体のお金の使い方を考えたときに、こういうことを最優先に、最優先とは言いませんが、優先させるということでいいのかなっていうふうに思いますので、私はこの議案には反対をしたいと思います。以上です。

会　長　他、委員の皆様、御質問、御意見がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

会　長　はい、わかりました。よろしいですか。では、採決いたします。

第２号議案を、原案どおり可決することに「賛成」の委員の方は、挙手をお願いします。

（　挙　手　多　数　）

会　長　賛成多数です。よって、「千葉県都市計画審議会条例」第５条第４項の規定により、第２号議案を原案どおり可決することに決定します。

## 第３号議案

会　長　続いて第３号議案に入ります。「建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（白井市）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局　本日、御審議いただく議案第３号は、建築基準法第51条ただし書の規定による許可の案件で、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に係るものです。

まずはじめに、建築基準法第51条について御説明いたします。それでは、スクリーンを御覧ください。法第51条では、都市計画区域内において、卸売市場・火葬場・ごみ焼却場・産廃処理施設などの周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれがある施設については、原則、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないと規定されております。ただし、「特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に、例外的に新築し、又は増築することができる。」とされております。

今回付議いたします案件は、民間事業者が設置する産業廃棄物処理施設で、都市計画決定されるものではないため、この千葉県都市計画審議会において、その敷地の位置が都市計画上支障ないかを御審議いただくこととなります。

それでは第３号議案について、説明させていただきます。議案書の１ページの「処理施設の敷地の位置」又はスクリーンを御覧ください。施設の設置者は、株式会社白井

BNセンター代表取締役、植田徹也です。敷地の位置は、白井市名内の白井工業団地内に位置しており、敷地面積は7,770.88㎡で、用途地域は工業専用地域となっております。

次に２ページの「計画概要書」又はスクリーンを御覧ください。「１　施設の種類」は、産業廃棄物処理施設です。今回の許可対象施設は「２　施設の処理能力」にありますように、汚泥の脱水施設２基で、処理能力は記載のとおりです。一日あたりの処理能力が30㎥を超えることとなるため、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となるものです。なお、建築物は、工場・事務所棟を１棟新築する計画です。

次に、３ページの「位置図」又はスクリーンを御覧ください。敷地は、北総鉄道白井駅から北へ約4.6kmの白井工業団地内にあり、工業専用地域に位置しております。周辺には都市計画上支障となるような都市施設や学校、病院等はございません。

次に４ページの「計画図」又はスクリーンを御覧ください。今回の計画地は赤色で着色している箇所です。主要な搬出入経路は、青色の線で表示している幅員６～10.6ｍの市道及び私道であり、一日あたりの搬出入車両は最大約46台となる計画です。なお、このうち計画地への進入路となる私道は、主に申請事業者が使用するものであることから、車両の通行や安全性に支障がないと考えております。

次に５ページの「議案概要」又はスクリーンを御覧ください。中段の「２　審査指標」については、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性、施設計画の妥当性について審査を行い、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

次に６ページの「配置図」又はスクリーンを御覧ください。実線の赤枠部分が計画地にある建築物「工場・事務所棟」であり、建物内に今回の許可対象となる「脱水施設」２基等の処理施設や事務所部分があります。赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

本施設における処理の流れについて御説明します。まず、食品製造工場等から搬入された動植物性残さや汚泥等は、処理前保管場所にて保管された後、破砕施設で処理し、酸発酵槽及び発酵タンクで発酵処理を行います。その後、発酵処理で発生した液状物質を脱水施設で脱水処理します。脱水後の固形物は堆肥化施設へ搬出し堆肥として再利用され、脱水後の排水は水処理施設で処理後に公共下水道へ放流します。なお、計画地内は樹木などによる緑化を行う計画で、緑化率は約15.5％となっております。

次に７ページの「環境関係法令との適合状況」又はスクリーンを御覧ください。環境関係法令については、大気汚染、騒音、悪臭について環境対策が求められていますが、基準に適合した計画となっていることを環境部局においても確認しており、環境に対する影響については支障がないと考えます。

最後に、敷地の周辺状況について、スクリーンを御覧ください。これは敷地境界線から周囲100ｍのラインと200ｍのラインを示しており、建築物の用途につきましては紫色が工業施設、黄色が住宅となっております。100ｍ及び200ｍの範囲に住宅はなく、工業施設のみが所在しております。また、付近には学校、病院等はありません。なお、隣接地の所有者に今回の計画を説明したところ、特に反対意見はありませんでした。また、一般社団法人白井工業団地協議会と「白井工業団地環境保全基本協定」を締結しております。

説明は以上になります。よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

会　長　ただいま、第３号議案について事務局の説明が終わりましたが、何か御質問などございましたらお願いします。

では、ないようですので、採決いたします。

第３号議案を、原案どおり可決することに「賛成」の委員の方は、挙手をお願いいたします。

（　挙　手　全　員　）

会　長　全員賛成です。よって、「千葉県都市計画審議会条例」第５条第４項の規定により、第３号議案を原案どおり可決することに決定します。

## 第４号議案

会　長　次に、第４号議案「建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（成田市）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局　それでは、第４号議案について、御説明させていただきます。

議案書の１ページの「処理施設の敷地の位置」又はスクリーンを御覧ください。施設の設置者は、株式会社SOLVEST代表取締役、矢作将彦です。敷地の位置は、成田市南羽鳥の豊住工業団地内に位置しており、敷地面積は6,293.47㎡で、用途地域は工業専用地域となっております。

続いて２ページの「計画概要書」又はスクリーンを御覧ください。「１　施設の種類」は、産業廃棄物処理施設です。今回の許可対象施設は「２　施設の処理能力」にありますように、破砕施設２基で、処理品目及び処理能力は記載のとおりです。許可が必要な処理能力を超えることとなるため、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となるものです。なお、建築物は、工場・事務所棟を１棟新築する計画です。

次に、３ページの「位置図」又はスクリーンを御覧ください。敷地は、JR成田線久住駅から西へ約4.5kmの豊住工業団地内にあり、工業専用地域に位置しております。周囲には都市計画上支障となるような都市施設や学校、病院等はございません。

次に４ページの「計画図」又はスクリーンを御覧ください。今回の計画地は赤色で着色されている部分です。主要な搬出入経路は、敷地南東側の幅員７～９ｍの市道で、通学路の指定はございません。なお、一日あたりの搬出入車両は最大約24台の計画であり、今回の発生交通量による主要な搬出入経路に対する影響については、支障ないと考えております。

５ページの「議案概要」又はスクリーンを御覧ください。中段の「２　審査指標」については、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性、施設計画の妥当性について、審査を行い、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

６ページの「配置図」又はスクリーンを御覧ください。実線の赤枠部分が建築物で、工場・事務所棟の１棟となります。赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路です。トラックスケールで計量及び受付をした後、建物北側の出入口から廃棄物を搬入し、処理前置場に保管された後、破砕及び圧縮されます。破砕、圧縮した廃棄物は代替燃料とし

て売却するほか、代替燃料とならないものは場外に搬出して埋立・焼却処理を行います。なお、敷地内は樹木などによる緑化を行う計画であり、緑化率は約11.62％、731.58㎡となっております。

７ページの「環境関係法令との適合状況」又はスクリーンを御覧ください。当該施設は、大気汚染及び騒音について対策が求められますが、基準に適合した計画となっていることを環境部局においても確認しており、環境に対する影響については支障がないと考えます。

最後に、敷地の周辺状況について、スクリーンを御覧ください。これは敷地境界線から周囲100ｍのラインと200ｍのラインを示しており、建築物の用途につきましては紫色が工業施設となっております。100ｍ及び200ｍの範囲に住宅はなく、工業施設のみが所在しています。また、付近には学校、病院等はありません。なお、隣接地の所有者に今回の計画を説明したところ、特に反対意見はありませんでした。

説明は以上です。よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

会　長　ただいま、第４号議案について事務局の説明が終わりましたが、何か御質問、御意見はありますか。

はい、では、採決いたします。

第４号議案を、原案どおり可決することに「賛成」の委員の方は、挙手をお願いいたします。

（　挙　手　全　員　）

会　長　全員賛成です。よって、「千葉県都市計画審議会条例」第５条第４項の規定により、第４号議案を原案どおり可決することに決定します。

以上をもちまして、予定された議案の審議はすべて終了いたしました。

## ８．そ　の　他

会　長　あと８番がありますので、このままお願いします。口頭意見陳述等への対応要領の変更について事務局から説明をお願いします。

事務局　「口頭意見陳述等への対応要領」の変更について説明させていただきます。お手元にお配りしました当日配布資料の資料３、もしくはスクリーンを御覧ください。

口頭意見陳述はこれまで２回審議会の中で開催されましたが、両会とも長時間に及びました。そのため、前回の審議会において要領の見直しの指示があり、迅速な審議を行えるよう検討しました。

左のオレンジの図にありますように、今までは原則審議会で聴取、例外として申立人との調整がつかなかった場合や申立人の人数が多数で、審議会での実施が困難な場合、事前聴取できることとなっておりましたが、右のグリーンの図にありますように、変更案では常に事前聴取とするものです。

また、聴取者は会長が指名した専門的な知識を持った学識経験者とし、各分野での専門家の視点で申立人の主張を聴取・要点整理していただくことで、審議をより深めることができ、口頭意見陳述の効率的・効果的な実施につながると考えております。

その他、法規的な言い回しに修正するなどの、規定の整備も併せて行っております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会　長　ただいま、「口頭意見陳述等への対応要領」の変更について、事務局から説明がありました。御質問、御意見がございましたらお願いします。はい、どうぞ。

委　員　すみません、御説明はあったのですが、私なんで変えなければいけないのかっていうのが、ちょっとよくわからないんですけれども。一つは、前回のここの審議会で、口頭意見陳述で長時間かかったということなのですが、これ、どのぐらい時間がかかっているのでしょうか。出席しているから大体わかるのですが。

事務局　事務局から回答いたします。前回、令和６年の口頭意見陳述におきましては、３件、５名の意見陳述がございまして１時間30分、その前の令和元年口頭意見陳述におきましては、１件、２人の意見陳述がありまして１時間20分でございます。

委　員　１時間20分とか１時間30分とか長いっていうふうになるのかどうかってそれはよくわからないのですが、やっぱりそれぞれの方々が自分の土地だとか家屋だとかそういうものに直接影響するものを審議会に直接意見を言いたいということで来ているわけですよね。５時間も６時間もね、かかるのでは、それやっぱり効率化が必要かなというふうに思いますが、１時間半程度っていうのが本当に改善しなければならない時間なのかっていうのに疑問があります。

それから、先ほど令和元年と、今年度ですよね、令和６年だというようにおっしゃられましたが、その前から見てみると、こういう口頭意見陳述で１時間何十分かかったという例はどのぐらいあるのでしょうか。

事務局　口頭意見陳述自体の例は極めて少なくてですね、この２件ということになります。

委　員　つまり長い審議会の歴史の中で、この２件だけってことですよね。ということは５年に一遍あるかないかっていう、そういうことなんですよね。しかも、私の記憶ではこの２件というのは、対象は一緒ですよね。松戸市の新松戸の区画整理だったと思うんですよ。だからある意味、１つの問題だったんですよね。だからやっぱりその１つの議案で、２回意見陳述が行われたわけですが、それが１時間20分かかったっていうことが理由で全体のルールを変えるっていうのは、私はやっぱりちょっとなかなか理解に苦しむんですね。例えば先ほど変更前の御説明もありましたが、もしも大変時間かかりそうなら、事前聴取も会長の判断でこれできるわけですよね。つまり、変えましょうって言っているやり方ができるわけですよ。今のルールでもね。なので、そういうふうに、流動的に今でもできるわけなので、運用していくっていうふうにするのがいいのではないかなっていうふうに思います。それが一点ですね。

それともう一つは、学識経験の方々というのは専門的な知識持っていらっしゃるし、当然重要な役割があるのだと思います。私なんかはもう全くそういう専門的な知識なく、ここに参加させていただいているのですが、それでもいろいろ考えて、個人的に、個人的にって言ったら変ですけども、質問をさせていただいているわけですよね。そういう立場のいろいろな立場の人が集まって、都市計画審議会っていうのが条例で設置されているのだと思うのですね。ですので、専門家の方々の特別な役割っていうのは当然それはあるし、尊敬し尊重いたしますが、専門家ではない方々の立場っていうのも私は大事だと思うのです。条例の中ではそこに差を設けてないわけですよね。ですので、それほど頻度、もう毎年とか毎回のように、もう１時間２時間かかっているってことでもない

し、場合によったら、今回出されている変更後の形をとることもできるっていうルールになっているわけだし、ぜひ、やっぱり今までのルールを流動的に運用するっていうことで、問題を解決することはできないでしょうかというのが私の意見です。ぜひご検討いただきたいと思うのですが。

会　長　　はい。他の委員の皆様いかがですか。

委　員　　会長いいですか。

会　長　　はいどうぞ。

委　員　　この間の前回の時かな、相当時間がかかりましたよね。聞いていると、全くそのことに関してじゃなくて、関係ないことを結構しゃべっていた。それで時間を相当食ったと思うんですよ。ですからやっぱり、聞いていてわからない人もいるわけですよ。そういうことがあるから、やっぱりこういう変更した方がいいのではないかということだと思うんですよ。答えろとは言いませんけど、おそらくその時に聞いていた人は、そのとおりだと私は思っていますよ。ですから、そういうときには肝心なことを質問して、どんどんやるのは結構ですけど、全く関係ないことをしゃべり出して、それで時間を食っているからこういうことになったと思うんですが、どうなんですかね。答えなくてもいいけど、そのように私は思いますよ。

会　長　　はい。御意見ありがとうございます。他の委員の皆さんいかがですか。どうぞ。

委　員　　この、場合による事前聴取、審議会での実施が困難な場合にはっていう例外規定がございますけれども、この審議会での実施が困難、場合によってというのはいつどのタイミングで誰が判断するのかちょっと教えていただきたいのですが。

事務局　　抽象的に困難だと書かれているわけではございませんで、正確に申し上げますと、規定上は、申立人が多数のため、実施に長時間を要し迅速な審議に支障を生ずると具体的に書いているところでございますので、今の基準ですと、申立人が多数、となった場合に、困難と判断がされることでございます。今回、改正の提案をいたしておりますのは、前回も前々回も、この多数、多数ではないにもかかわらず、長時間に及んでしまった、少数でも長時間に及ぶ場合があるということで、現在の規定では、事前聴取ができないということもございまして、今回の御提案をさせていただいたということでございます。

会　長　　よろしいですか。誰がっていうのは一応会長がみたいですね、会長が決めるらしいです。他、委員の皆さんいかがですか。どうぞ。

委　員　　先ほど出されている御意見も、聞いている人がわからないとかそういう問題も確かにあると思うんですよ。思いも結構あるから、いろいろこう、あっち行ったりこっち行ったりっていうのも、確かにそれもあると思うんですね、参加した人が。ですのでそれはやっぱり議事整理権で、もうちょっと簡便にとか、そんなふうに整理をしていただければいいのではないかなというふうに思うんです。だからそれ自体を全部否定してね、自由にしゃべりなさいっていうと、それはまたちょっと別な意味で問題があると思いますので、なるべく簡潔に、中心点を明らかにしていくっていうそのこと自体は私は大事だと思うので、でもそれは今のルールでもできるのではないかなということなのです。

だからやっぱり、この審議を進めていく上で、口頭意見陳述の要請があったらそれはなるべく全員が耳を傾けるという、同じ認識で審議に臨むっていうのがいいのではないかというのが、私の思いなんですね。

会　長　　はい、ありがとうございます。他、御質問、御意見はないですか。

（「なし」の声あり）

会　長　　はい、よろしいですか。では、採決をしたいと思います。

「県又は市町村が施行する土地区画整理事業における事業計画の決定及び変更手続きに係る口頭意見陳述等への対応要領」について、事務局提案のとおり変更することに「賛成」の委員の方は、挙手をお願いいたします。

（　挙　手　多　数　）

会　長　　賛成多数です。よって、「県又は市町村が施行する土地区画整理事業における事業計画の決定及び変更手続きに係る口頭意見陳述等への対応要領」について事務局提案のとおり変更することといたします。

もう１件あります。公開に関する取扱要綱の変更について説明をお願いします。

事務局　　「会議の公開に関する取扱要綱」の変更について説明させていただきます。お手元の当日配布の資料４又はスクリーンを御覧ください。

１点目として、県民の利便性の向上やデジタル化の推進から、傍聴申込を書面だけでなく、メール等でも行えるよう要綱を変更します。通信手段の発達に伴い、柔軟に対応できるよう、メール等と具体的に明記せず、審議会の開催について公表する際、適切な方法で決める形とします。

２点目として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行に伴い、障害者の傍聴人に対応できるよう、要綱に追加するものです。

３点目として、今回の見直しに併せ、電子機器の発達に伴いPHS、ポケットベル、ワープロを遵守事項から削除するものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会　長　　ただいまの、「公開に関する取扱要綱」の変更について、事務局の説明に対して御質問、御意見ありましたらお願いします。はい、どうぞ。

委　員　　すみません、念のための確認なのですが、これまでの方式だけでなく、ということは、これまでの方式をそのまま続けて、それにデジタルを加える、ということでいいのですよね。

事務局　　はい。そのとおりでございます。

委　員　　了解しました。

会　長　　はい。他はよろしいですか。では、採決いたします。

「千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」について、事務局提案のとおり変更することに「賛成」の委員の方は、挙手をお願いいたします。

（　挙　手　全　員　）

会　長　　全員賛成です。よって、「千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」について事務局提案のとおり変更することといたします。

事務局から他に何かありますか。

事務局　　特にございません。

会　長　　それでは、司会にお返しします。

## 10. 閉　　会

司　会　　それではこれにて第201回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。
本日は熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

―― 以上 ――